

臨時開催決定

テールゲートリフターの操作業務特別教育

【改正の背景】

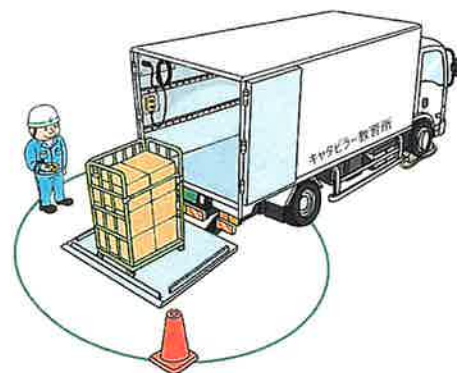
荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための**特別の教育が必要な業務として**、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）

併せて、安全衛生特別教育規程について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育を新たに新設するもの。

※令和6年2月1日より特別教育が義務付け。

法令等の改正

- ◆昇降設備について（安衛則第151条の67条）
- ◆テールゲートリフターの操作の業務（安衛則第36条5の4）
- ◆特別教育（安衛則第39条、特別教育規定第7条の4）



開催日

2024年6月21日（金） 6時間

注）弊教習センターでは一部免除のコースは開催しておりません。
受講者が3名以下の場合は中止とさせていただきますので、ご承知ください。

場所

キャタピラー教習所(株) 新潟教習センター

●受講料／16,000円（テキスト代、税込） ●受講対象／満18歳以上

●ネット又は電話でお申込み下さい。※定員になり次第締め切らせて頂きます。

新潟労働局長登録教習機関

キャタピラー教習所(株) 新潟教習センター

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

お問い合わせ先

TEL:025-232-7611

FAX:025-232-7612